

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業を実施する民間事業者の選定について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年7月14日

東大阪市長 野田 義和

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業
- (2) 事業内容 入札参加者は、入札説明書で定める総合評価一般競争入札で落札者とされた場合は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、東大阪市立学校等の屋内運動場の空調等設備整備及び施設改修の設計業務、施工業務及び工事監理業務、並びに空調等設備の維持管理業務を行う。
- (3) 事業期間 事業契約締結日から令和19年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、空調等設備整備及び施設改修の設計業務を行う者、空調等設備整備及び施設改修の施工業務を行う者、空調等設備整備及び施設改修の工事監理業務を行う者並びに空調等設備の維持管理業務を行う者で構成されることを基本とする。

設計業務を行う者、施工業務を行う者、工事監理業務を行う者及び維持管理業務を行う者は、複数の法人で構成することも可能である。

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時には構成員（入札参加者を構成する法人で、SPCから業務を直接受託又は請負い、SPCに出資を行う法人）及び協力企業（入札参加者を構成する法人で、SPCから業務を直接受託又は請負うが、SPCには出資を行わない法人）を明らかにするとともに、構成員の中から代表企業を定めること。

なお、入札参加資格審査書類を提出する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 入札参加資格審査書類の提出時に代表企業名、構成員名及び協力企業名を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

イ 入札参加者の構成員又は協力企業が複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の対象施設における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ。）。

ウ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

（2）入札参加者の構成員等の資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）において、それぞれ以下の要件を満たすこと。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、（ア）の要件は全ての企業がいずれにも該当することとし、（イ）の要件はいずれかの企業が1者以上該当すること。

また、（イ）の要件は同一の企業が兼ねることも可とする。

（ア）全ての企業が該当することを求める要件

① 本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント

業務)に登録されていること。

② 建築士法(昭和25年法律第201号)に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

③ 建築士法に基づく一級建築士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

(イ) 1者以上の企業が該当することを求める要件

① 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注した次に掲げるaからdのいずれかの用途の既存建築物に係る「外壁改修の設計実績」を有していること。

a. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1(イ)欄(一)項に掲げる用途の建築物

b. 建築基準法別表第1(イ)欄(二)項に掲げる用途の建築物

c. 建築基準法別表第1(イ)欄(三)項に掲げる用途の建築物

d. 事務所

② 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注した(イ)①aからdに掲げるいずれかの用途の建築物に係る「照明設備の設計実績(新築又は改修)」を有していること。

③ 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注した(イ)①aからdに掲げるいずれかの用途の建築物に係る「空調設備の設計実績(新築又は改修)」を有していること。

イ 施工業務を行うもの

施工業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア)の要件は全ての企業がいずれにも該当することとし、(イ)の要件はいずれかの企業が1者以上該当すること。

また、(イ)の要件は同一の企業が兼ねることも可とする。

(ア) 全ての企業が該当することを求める要件

① 本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されていること。

② 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。

（イ）1者以上の企業が該当することを求める要件

① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア（イ）①aからdに掲げる既存建築物に係る「外壁改修の施工実績」を有していること。

② 建設業法第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア（イ）①aからdに掲げる建築物に係る「照明設備の施工実績（新築又は改修）」を有していること。

③ 建設業法第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア（イ）①aからdに掲げる建築物に係る「空調設備の施工実績（新築又は改修）」を有していること。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、（ア）の要件は全ての企業がいずれにも該当することとし、（イ）の要件はいずれかの企業が1者以上該当すること。

また、（イ）の要件は同一の企業が兼ねることも可とする。

（ア）全ての企業が該当することを求める要件

① 本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に登録されていること。

② 建築士法に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

- ③ 建築士法に基づく一級建築士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

(イ) 1者以上の企業が該当することを求める要件

- ① 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア(イ)①aからdに掲げる既存建築物に係る「外壁改修の工事監理実績」を有していること。
- ② 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア(イ)①aからdに掲げる建築物に係る「照明設備の工事監理実績(新築又は改修)」を有していること。
- ③ 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア(イ)①aからdに掲げる建築物に係る「空調設備の工事監理実績(新築又は改修)」を有していること。

エ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア)の要件は全ての企業がいずれにも該当することとし、(イ)の要件はいずれかの企業が1者以上該当すること。

(ア) 全ての企業が該当することを求める要件

- ① 本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿(建設工事)、令和3・4年度入札参加有資格者名簿(測量・コンサルタント業務)又は令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿(物品・役務)のいずれかに登録されていること。
- ② 事業者が選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

(イ) 1者以上の企業が該当することを求める要件

- ① 平成19年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの

間に完了した、国又は地方公共団体が発注したア（イ）①a から d に掲げる建築物に係る「空調設備の1年以上の維持管理の実績」を有していること。

オ 上記以外の業務を行う者

（ア）本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿（建設工事）、令和3・4年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）又は令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿（物品・役務）のいずれかに登録されていること。

（3）入札参加者の構成員等の制限

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下で規定する参加資格要件を参加資格確認基準日に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について、東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

イ 参加資格確認基準日から入札説明書類（提案書）の提出締切日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。

エ 直前2年間の国税又は地方税を滞納していないこと。

オ 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。

カ 東大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。

キ 東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではな

いこと。

ク 選定委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

ケ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・株式会社東畑建築事務所
- ・弁護士法人御堂筋法律事務所

コ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者ではないこと。

（ア）公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（イ）東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（ウ）本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員又は地方公営企業の管理者に該当する者

（4）入札参加者の構成員等の変更

参加資格確認基準日以降の構成員及び協力企業の変更は、以下の場合等市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

ア 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認め

た場合は、引き続き有効とする。(この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。)

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本入札公告に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

イ 入札提出書類（提案書）提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする。「(入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。)

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、市は仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない又は仮契約を解除しても、市は一切の責を負わない。

ただし、残存企業のみ又は喪失企業と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、市が認めた場合は、再構成後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。(この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。)

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本入札公告に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、仮契約を解除するものとする。

3 入札の実施

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、東大阪市のウェブサイトにおいて公表する。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000033921.html>

(2) 第2回現地見学会

下記のとおり、全対象施設の第2回現地見学会を開催する。

ア 日 時 令和4年7月21日(木)から令和4年8月10日(水)

時間は入札説明書において明示する。

イ 場 所 77校1施設 計81か所

ウ 参加申込 入札説明書において明示する。

(3) 入札参加資格審査

入札参加者は、入札参加資格審査に関する提出書類を市に提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。市は2に掲げる要件について審査する。

ア 提出期間 令和4年9月16日(金)から9月21日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前9時から午後5時30分まで(正午～午後0時45分を除く))

イ 場 所 東大阪市教育局事務局施設整備室

東大阪市荒本北一丁目1番1号

ウ 提出書類等 入札説明書において明示する。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を令和4年9月29日(木)までに代表企業に対して通知する。

入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面により説明を求めることができる。

ア 申出期間 令和4年9月29日(木)から10月4日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前9時から午後5時30分まで(正午～午後0時45分を除く))

イ 申出場所 東大阪市教育局事務局施設整備室

東大阪市荒本北一丁目1番1号

ウ 申出方法 入札説明書において明示する。

(5) 入札参加資格がないと認められた理由の回答

入札参加資格がないと認められた者の代表企業に対し、令和4年10月7日(金)までに書面により回答する。

(6) 第3回現地見学会

入札参加資格が認められた入札参加者を対象に、下記のとおり、特に希望する4対象施設について、第3回現地見学会を開催する。

ア 日 時 令和4年10月6日(木)から令和4年10月28日(金)
時間は入札説明書において明示する。

イ 場 所 77校1施設 計81か所のうち希望する4対象施設

ウ 参加申込 入札説明書において明示する。

(7) 入札

ア 入札参加資格があると認められた者は、入札提出書類(提案書)を持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。また、入札日の前日までに到着するよう発送すること。)により提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

(ア) 入札日時 令和4年11月10日(木)午後2時

(イ) 入札場所 東大阪市役所18階 会議室1
東大阪市荒本北一丁目1番1号

イ 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの

(イ) 虚偽の参加資格審査申請を行った者が入札したもの

(ウ) 入札提出書類(提案書)が所定の日時までに到着しないもの

(エ) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの

(オ) 入札提出書類(提案書)に必要な記名押印のないもの

(カ) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

(キ) 代表企業の代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの

(ク) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があ

ったと認められるもの

(ケ) その他入札に関する条件に違反したもの

ウ 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、入札説明書に明示する。

4 落札者決定方法等

(1) 落札者決定方法

総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づく。

(2) 選定委員会の設置

市は、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、審査を行う。

(3) 審査方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査書類により、入札参加資格の有無を確認する。入札参加資格要件を満たしていることを確認できない場合は失格とする。

イ 入札価格の確認

入札書の開札により、入札価格が予定価格の制限の範囲内であることを確認する。入札価格が制限の範囲外の場合は失格とする。

ウ 性能審査

落札者決定基準に従って、選定委員会にて提案の審査を行い、性能評価点を算出する。

エ 価格審査

入札価格及び維持管理期間内の空調設備の運用に係るエネルギー費用の総額から価格評価点を算出する。

オ 最優秀入札提案の選定

選定委員会は、性能評価点及び価格評価点を合計した総合評価点で、最も高い得点を得た入札提案を最優秀入札提案とする。

5 落札者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえて、最優秀入札提案を行った者を落札者として決定する。

6 議会の議決に付すべき契約の締結

市は、落札者と仮契約を締結する。本事業は、P F I 法第 1 2 条に規定する、議会の議決に付さなければならない契約であるため、仮契約は、議会の議決がなされた日に本契約を締結したものとみなして、本契約としての効力が生じる。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

事業契約書(案)に明示する。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 問合せ先

東大阪市教育委員会事務局施設整備室

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

電話 0 6 - 4 3 0 9 - 3 3 3 5